

令和 7 年度除排雪事業実施計画（案）の概要について

昨冬の記録的な豪雪災害を踏まえ、本市が抱える除排雪事業に関する課題等を抽出するとともに、課題等の解決の方向性を整理し、早期に着手可能な取組を反映させた令和 7 年度除排雪事業実施計画（案）を作成しました。

1 除排雪延長

昨冬の除排雪作業の実施状況等を踏まえ、除雪工区や路線の一部追加などの見直しを行いました。

	区 分		令和 6 年度		令和 7 年度		増減	
			工区・路線数	延長 (km)	工区・路線数	延長 (km)	工区・路線数	延長 (Km)
青森地区	工区	全 面 委 託	168	761.09	170	759.54	2	△1.55
		指 定 委 託	22	103.19	22	103.19	0	0.00
		小 計	190	864.28	192	862.73	2	△1.55
	路線	幹 線	36	138.90	36	138.90	0	0.00
		補 助 幹 線	58	76.71	58	76.71	0	0.00
		郊 外 幹 線	38	115.98	38	115.76	0	△0.22
		小 計	132	331.59	132	331.37	0	△0.22
	狭 隘 路 線		382	36.65	393	38.52	11	1.87
	歩 道		216	192.42	217	193.11	1	0.69
	山 間 部		3	21.50	3	21.50	0	0.00
計 (①)		923	1,446.44	937	1,447.23	14	0.79	
浪岡地区	通 常 除 雪		467	136.20	467	136.20	0	0
	狭 隘 路 線		26	2.62	26	2.62	0	0
	歩 道		14	8.41	14	8.41	0	0
	非住居地区等		161	90.39	161	90.39	0	0
	計 (②)		668	237.62	668	237.62	0	0
合 計 (①+②)			1,591	1,684.06	1,605	1,684.85	14	0.79

2 令和 7 年度の新たな取組（資料 2 参照）

（1）本部体制の見直し【改善】 … 資料 3 P1, 2

短期集中的な降雪等や近年の降雪傾向の変化に対応するため、除排雪対策本部において、基準を超えた降雪量（フロー）が生じた場合には、「通常体制」から「集中降雪等警戒体制」に移行、また、基準を超えた積雪深（ストック）が生じた場合には、「通常体制」から「雪害対応体制」に移行する機動力を確保した体制とします。

また、これまで積雪深が 150cm 以上としてきた豪雪災害対策本部の設置基準を見直し、豪雪による災害が発生、または発生のおそれがあり、市長が必要と判断した場合とします。

(2) 除排雪契約方式の見直し【改善】

除排雪事業者からのヒアリング等を踏まえ、市からの出動指令に対する速やかな対応を促進するため、シーズン契約の基準値の見直しを実施します。

(3) 雪に関する市民相談窓口のサービス向上【改善】 … 資料 3 P4

昨冬までの市職員による雪に関する市民相談窓口での相談対応のばらつき等を解消するため、民間事業者のノウハウを活用したコールセンターによる電話相談受付を青森地区において先行的に実施します。

(4) 除排雪作業実施方法の見直し【新規】 … 資料 3 P8

集中降雪等警戒体制に移行した際には、緊急車両等の走行経路の早期確保を目的とした緊急除雪として二段階除雪を実施します。

(5) 作業状況の可視化と情報共有の推進【新規】 … 資料 3 P21

除排雪車両の作業状況の把握や作業終了後の日報作成などの事務処理負担の軽減を図るとともに、将来的には除排雪作業の進捗状況を、より分かりやすく公開することを目指し、GPS 等の ICT 技術を活用した除排雪車両管理システムの試験導入を実施します。

(6) 浪岡地区りんご園地基幹農道除雪【新規】 … 資料 3 P21

降積雪期におけるりんご樹の被害を発生させない、または軽減を図るため、りんご農家が行う樹体の雪下ろし、枝抜きや融雪剤の散布などの雪害対策や、剪定など冬期作業を効率的に行えるよう、りんご園地における基幹農道の除雪を行います。

3 その他取組

(1) 緊急屋根雪下ろし事業 … 資料 3 P4

豪雪災害対策本部設置以降、豪雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の市民が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合で、資力・労力がなく自ら屋根雪を処理できない世帯を対象に、市が緊急的に屋根雪下ろしを実施します。(災害救助法に基づく「障害物の除去」に準じて運用)

(2) 高齢者世帯等除雪支援隊の設置(旧スノーレスキュー隊) … 資料 3 P5

豪雪災害対策本部が設置されたときは、65 歳以上の高齢者世帯等を対象に、当該年度の住民税非課税世帯等の要件を満たした場合、降雪、積雪による居住する家屋の倒壊や破損、落雪、閉じ込め等を現地調査し、市職員による高齢者世帯等除雪支援隊を編成し、実施可能な範囲で屋根の雪庇落とし及び間口除雪を緊急的に行います。

（３）雪捨て場について … 資料３ P19, 20

洋上風力発電基地設置のため、工事が進められている油川埠頭は、県との協議において、令和８年度まで雪捨て場として利用可能となっています。

油川埠頭の代替地として、令和６年度から新たに雪捨て場として設置した市民が利用する新田浄化センター敷地内と事業者が利用する新城福田は、今年度も継続して利用可能とします。